有限会社フォレスト板取森林クレジット販売要領

　（趣旨）

第１条　本要領は、有限会社フォレスト板取（以下「甲」という。）が、取得した森林由来のクレジット（以下「森林クレジット」という。）を、経済活動等から排出される温室効果ガスのうち、削減が困難な排出量についてクレジット購入を通じて埋め合わせ（以下「カーボン・オフセット」という。）を行う事業者、団体等に販売することについて必要な事項を定める。

　（購入の申込み）

第２条　森林クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、購入申込書（別記様式１号）を、甲に提出するものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

　（１）各種法令に違反している事業者、団体

　（２）暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者、団体

　（３）その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者、団体

２　甲は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、森林クレジットの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

３　申込みは、５トン（t-CO2）単位で行うものとし、最低販売数量は５トン（t-CO2）とする。

　（購入者の決定）

第３条　甲は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容について審査の上、

購入者を決定する。

　（売買金額の通知）

第４条　甲は、前条第２項の規定により購入者を決定したときは、販売決定通知書（別記様式２）及び請求書を作成し、通知する。

　（売買代金の納付）

第５条　購入者は、森林クレジットの売買代金を甲が発行する請求書により指定する期日までに納入するものとする。

　（森林クレジットの移転・無効化）

第６条　甲は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、G－クレジット運営事務局に購入者が指定する保有口座へ購入した数量の森林クレジットの移転手続きを行うものとする。ただし、購入者がG－クレジットにおける口座を持たない、若しくは甲に森林クレジットの無効化を求める場合においては、甲は、自らの保有口座にある森林クレジットのうち、購入者へ販売した森林クレジットの無効化を行うものとする。

（移転・無効化の通知）

第７条　甲は、森林クレジットの移転、若しくは無効化が完了したときは、購入者へ移転無効化通知書（別記様式３）を作成し、通知する。

　（裁判管轄）

第８条　この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岐阜県関市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

　（協議）

第９条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

　（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、甲が別に定める。

　　附則

　この要領は、令和６年８月２８日から施行する。